



危険空き家の解体費用を補助します

所有者による空き家の解体を促進し、市民の生活環境を保全するため、倒壊などのおそれのある危険空き家を解体する費用の一部を補助します。



1 補助金額

- 危険空き家を除却する費用の4/5の額
- 上限額 50万円

2 補助対象の空き家

- 次の全てに該当する空き家
- (1) 市内にある危険空き家（大きな傾き、屋根・外壁の大きな破損があるなど、居住することができない状態）
※交付要綱別表の基準で100点以上のもの
- (2) 専用住宅または併用住宅（延床面積の2分の1以上が居住用のものに限る）

3 補助対象者

- 次の全てに該当する方
- (1) 解体する空き家の所有者または相続人
- (2) 世帯全員が市税等を滞納していない方

4 補助対象となる費用

- 空き家の解体工事費
- ※家財道具の処分費等は対象外

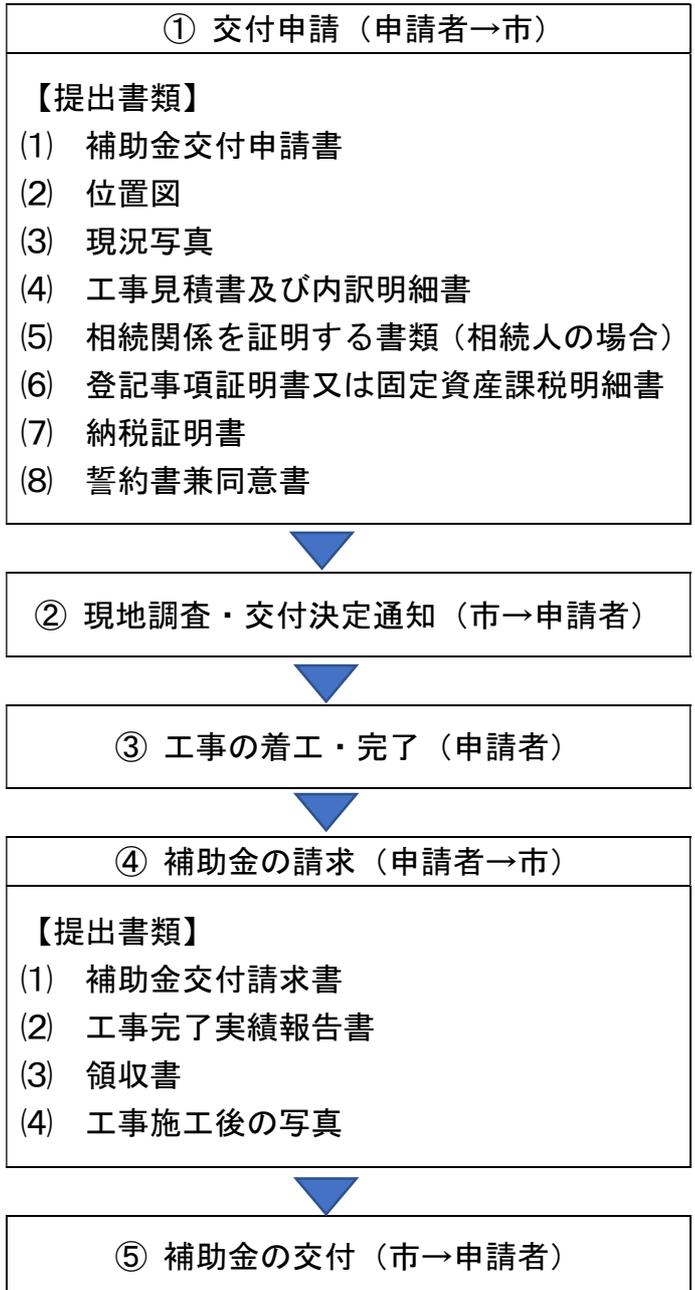
5 申請受付期間

- 予算に達するまで（市ホームページをご確認ください）

※ 詳細については、必ず交付要綱をご確認ください。



6 申請の流れ



【申請窓口・お問い合わせ先】

一関市 生活環境課 市民生活係 ☎ 0191-21-8344